

質 疑 回 答 書

事業名：令和6年度三田市生活困窮者等就労準備支援事業

番号	質問項目	質問内容	回 答
1	仕様書 6-(3) 実施内容	原則月2回以上、利用者宅等を訪問とありますが、セミナーへの参加者について、セミナー後に個別的支援を行った場合、月2回以上の内1回に含まれますでしょうか？	セミナー後に個別支援で利用者宅を訪問したり、利用者宅等での面談・ボランティア等の同行支援を行った場合も1回とカウントしていただいて構いません。
2	仕様書 7-(1) 実施場所等	利用者が自力通所できない場合や体験活動にかかる自動車等による移送は受託事業者が行うこと。と記載がありますが移送に係る費用は見積もりに前もって計上することは可能でしょうか？	委託費内でご対応いただくことを想定しておりますので見積りに計上していただいて構いません。就労に向けてできる限り自力通所が望ましいと考えておりますが、精神面の影響で公共交通機関等の利用ができない方の参加も想定しておりますので、そういった場合の送迎をお願いする形となります。 補足：生活保護受給者 → 交通費を生活保護費で支給可能 生活困窮者 → 交通費は自費負担
3			
4			
5			
6			